



先進地視察レポート

去る、11月4日、10日、11日に最終処分場の先進地視察を実施しました。当日は、視察先の担当者から先進地の最終処分場の仕組みについてわかりやすくご説明いただき、その後、埋め立て地等を見学しました。



環境学習施設の見学



跡地利用の緑地公園

最終処分場の先進地視察の募集について

県と町では、最終処分場の先進地視察を実施しています。対象は、那珂川町に在住の皆さん、または、那珂川町に住所を有するグループ、団体です。参加をご希望の方や団体等は、下記に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

〈視察予定地〉

埼玉県環境整備センター

●埼玉県寄居町



エコフロンティアかさま

●茨城県笠間市



お問い合わせ先

- 栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室 TEL.028-623-3227 FAX.028-623-3182
e-mail : bato@pref.tochigi.lg.jp
那珂川分室 TEL.0287-92-1411 FAX.0287-92-1416
- 那珂川町 環境総合推進室 TEL.0287-92-1110

発行

- 栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL.028-623-3227

【栃木県ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

【 ⇒ 環境 ⇒ 廃棄物・リサイクル対策 ⇒ 馬頭最終処分場 】

(平成22年12月発行)



Green Life

グリーン・ライフ

～快適で安全な暮らしのために～

第 22 号

なかがわ

全国のモデルとなる 安全で安心な処分場の早期完成と 不法投棄物の早期撤去のために

— 地元那珂川町とともに —

北沢地区の不法投棄物の撤去という町の長年の課題解決と 県内に設置されていない管理型産業廃棄物最終処分場の確保に向けて

去る9月に開催された**栃木県議会**において、馬頭最終処分場の整備に関する一般質問がありました。その際の**知事の答弁**をご紹介します。

質問要旨

- 用地取得も7割近くになり、まさに事業の山場を迎えている。引き続き、粘り強く用地交渉を進めていくことはもちろんであるが、住民の方々の理解・協力を得るためには、地域振興策への支援に積極的に取り組んでいくことも重要である。
- 処分場の早期整備を望む声に応えるためにも、改めて処分場実現に向けた真摯な思いを県民に伝えるべきではないか。知事の決意を伺う。

知事答弁要旨

- 那珂川町では、本年3月に町議会の地域振興策に関する調査特別委員会から処分場の早期建設への要望が出され、また周辺の自治会でも建設を前提とした地域振興に関する話し合いが始まったと聞いており、早期着工への期待が高まっているものと受け止めています。
- こうした期待にお応えするためにも、用地の取得に全力を尽くすとともに、住民の皆様にご理解いただけますよう、様々な機会をとおし、積極的な情報発信に取り組んで参ります。
- さらに地域振興策への支援については、町との基本協定に基づき、最大限の支援を行うこととしており、これまでも、県道の整備やケーブルテレビ高度化事業への支援等を行って参りました。引き続き、町や住民の皆様のご要望を伺いながら、支援策の具体化に努めて参ります。
- 馬頭最終処分場の整備は、本県にとってやり遂げなければならない事業であると考えております。
- 今後とも町との緊密な連携を図りながら、全国のモデルとなる安全で安心な処分場の早期完成と不法投棄物の早期撤去に向け、全力を傾注して参ります。



本会議一般質問の様子

馬頭最終処分場の整備に関し、これまでに皆様から寄せられた**ご質問**にお答えします。

Q1 : 北沢地区不法投棄物は既に20年も経過しているのに、なぜ撤去する必要があるのですか？

A これまでのモニタリング調査の結果、投棄地内部及び周辺の環境は、平成12年度の詳細調査時と変化がなく、依然として不法投棄物は危険性を有している状況です。今後環境が変化した場合、周辺に汚染が拡大し生活環境への支障が生じるおそれがあることから、将来の不安を解消するため、全量撤去が必要であると考えています。

Q2 : 廃棄物の最終処分量が減っているのに、なぜ新たな処分場が必要なのですか？

A 3R(発生抑制、再使用、再利用)の取り組みにより最終処分量は減少していますが、どうしても最終処分が必要な廃棄物は一定量発生するため、処分場は必要不可欠な施設です。特に、本県では、管理型産業廃棄物の最終処分場が1か所もなく、その最終処分を全量他県に依存していることから、その確保が急務となっています。

Q3 : 設置許可が下りないのは、馬頭最終処分場の設置が違法だからなのですか？

A 北沢地区の不法投棄物の撤去のためには、県営処分場を設置して適正に処理することが実現可能な最善の方法であるとの判断から、馬頭最終処分場の整備を進めているもので、その手続きに何ら違法性はありません。県内初の産業廃棄物の管理型最終処分場であることから、現在慎重に審査が進められているものと考えています。

Q4 : 地元の地域振興と処分場の設置は、区別して考えるべきではないですか？

A 県営処分場の設置に伴い、町づくりへの支援を行うことは、町との基本協定にもあるとおり、県の重要な役割であると考えており、町や地元の皆様のご意見を伺いながら、鋭意取り組んでいきます。